

「(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)」について

近年、ペットを家族同然と考えている飼い主が多く、ペットと死別した際には手厚い対応を望むことから、ペット霊園での火葬や埋葬等の利用が増加していると考えられます。

一方、宇治市内においても、ペット霊園等の設置や事業活動によって近隣住民とトラブルになることや、良好な生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、市民の良好な生活環境の保全とペット霊園等の利用者の保護に資することを目的とした「(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例」を制定することとし、骨子を作成いたしましたので、報告いたします。

1. 条例の骨子について

- ・(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)(資料1)
- ・(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)概要(資料2)

2. パブリックコメントの実施について

<実施期間>

令和7年3月12日(水)から令和7年4月10日(木)まで

<周知方法>

市政だよりへの掲載(令和7年3月15日号)、市ホームページへの掲載、環境企画課及び行政資料コーナーへの配架、主な市内公共施設への配架

3. 今後の予定について

パブリックコメントの結果を令和7年5月の常任委員会に報告したのち、令和7年6月定例会に議案を提出する予定としています。

(仮称) 宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例 (骨子)

1 目的

この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車両による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めるとともに、これらの利用者に提供する役務において講ずべき措置を定めることにより、良好な生活環境の保全及び利用者の保護に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) ペット霊園：墓地、納骨堂、火葬施設またはこれらを併せた施設をいう。
- (2) 移動火葬車両：火葬設備を搭載した車両、または車両にけん引される火葬設備をいう。
- (3) 移動火葬：移動火葬車両による火葬をいう。
- (4) ペット霊園等事業者：ペット霊園の設置の許可を受けた者または移動火葬業の許可を受けた者をいう。

3 ペット霊園等事業者の責務と遵守事項

- (1) 利用者の心情に十分に配慮し、周辺生活環境の保全に努めなければならない。
- (2) ペット霊園において、ペットの死体を土中に埋葬してはならない。
- (3) ペットの死体や焼骨を丁寧に取り扱い、衛生的に管理しなければならない。
- (4) 利用者に対して、あらかじめ利用の条件、料金等について説明しなければならない。

4 ペット霊園に関する事項

(1) ペット霊園の設置等許可手続き

- ア 市との事前協議
- イ 計画区域内での施設概要等を記載した標識の設置
- ウ 計画区域から 115m の範囲内の住民や土地、建物の所有者等への説明会の開催
- エ 市への設置等許可の申請

(2) ペット霊園の設置場所の基準

- ア 次の各敷地境界からの水平距離が 100m 以上離れていること。
 - ・住宅、学校、児童福祉施設、病院等、図書館、公民館、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設
 - ・都市計画法に規定する住居系の用途地域
 - ・文化財保護法等により指定等された建造物
 - ・宇治市風致地区条例に規定する特別風致地区
- イ 申請者が所有している土地であること。

(3) ペット霊園の構造設備の基準と維持管理

ア 外部から墓地、納骨堂、火葬施設を見通すことができないようにするための垣根等が設けられていること。

イ 墓地に雨水等の排水施設が設けられていること。

ウ 必要に応じて、管理事務所や便所等が設けられていること。

エ 火葬施設の基準・必要な設備

- ・摂氏800度以上で火葬できる炉
- ・空気の通風
- ・炉内の温度計
- ・助燃装置
- ・二次燃焼室など、ばい煙・悪臭を予防するための装置
- ・防音、防じん設備

※ペット霊園の設置者は、この基準に従い維持管理しなければならない。

(4) 工事の着手および工事完了の検査

ペット霊園の設置者は、工事に着手しようとするとき、または完了したときは、市長に届け出なければならない。また、市長は、工事完了の届け出があったときは、各基準に適合しているかどうかについて検査する。

(5) ペット霊園の地位の承継

ペット霊園の設置者は、市長の承認を受けた場合、設置許可等の地位を承継することができる。

5 移動火葬業に関する事項

(1) 移動火葬業の許可

業として市内で移動火葬を行う場合は、許可を受けなければならない。

(2) 移動火葬車両の使用の制限等

ア 移動火葬車両に、事業者名、連絡先、市の許可を受けている旨を容易に確認できるよう表示すること。

イ 火葬を行う際は、移動火葬車両を走行させないこと。

ウ 火葬設備への収納、収骨を行うにあたっては、臭気の発生を抑制し、火葬炉の内部等を公衆の目に触れさせないようにすること

エ 学校・児童福祉施設・病院等・図書館・公民館・老人福祉施設・介護保険施設・障害者支援施設の敷地および公園・道路・河川その他の公共施設で火葬設備への収納、収骨を行わないこと。

オ 移動火葬は、その事業者の所有地等であって、住宅等の敷地の境界線から水平距離が100m以上離れている場所で行うこと。ただし、以下のいずれにも該当する場合は除く。

- ・ 反復して移動火葬を行う場所でないこと
- ・ 移動火葬を行う土地の所有者または管理者が承諾していること
- ・ 隣接する居住者で、火葬が見える者に火葬を行うことを周知していること
- ・ 集合住宅の場合は、居住者に周知していること

カ 移動火葬車両に必要な設備や基準は、ペット霊園の「火葬施設の基準・必要な設備」と同様。

(3) 移動火葬業の地位の承継

移動火葬業の設置者は、市長の承認を受けた場合、移動火葬業の許可等の地位を承継することができる。

6 ペット霊園等事業の廃止手続き

(1) ペット霊園事業者が墓地や納骨堂の廃止等をする場合は、届け出を行うこととし、ペット霊園を廃止したときは、原状回復等の措置を講じなければならない。また、あらかじめ利用者にその旨を説明し、他の墳墓等に焼骨を移すなど利用者の心情に配慮した対応に努めなければならない。

(2) 移動火葬業者が火葬施設や移動火葬業を廃止した場合は、届け出なければならない。

7 違反した者に対する措置

(1) 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により許可を受けた場合や、許可の条件に違反した場合等においては、必要に応じて勧告、命令、許可の取消しを行うことができる。

(2) 市長は、事業者が無許可営業等の場合においては、営業の禁止を命ずることができる。

(3) 市長は、命令に従わない事業者の名称等を公表することができる。

8 報告の徴収・立入調査等

市長は、維持管理の状況等必要な事項について、ペット霊園等事業者に対して、報告を求め、立ち入り調査を行うことができる。

9 現に設置されたペット霊園等に係る経過措置

本条例施行時、現に業としてペット霊園を設置している者、または設置に係る工事に着手している者は、定められた期日までにその旨を市長に届け出なければならない。

その場合、設置場所の基準及び構造設備の基準は適用しない。なお、届け出のあった者は本条例の施行日に許可を受けたものとみなす。

10 現に移動火葬業を行っている者に係る経過措置

- (1) 本条例施行時に現に移動火葬業を行っている者は、経過措置期間までは本条例の規定にかかわらず、引き続き事業を行うことができる。
- (2) 条例で定める期日までに許可申請を行った者については、設備の基準の規定は適用しない。

11 墓地、埋葬等に関する法律により墓地または納骨堂の経営許可を受けている場合

- (1) 墓地の経営許可を受けた者が、許可を受けた区域を含む土地でペット霊園の墓地・納骨堂の設置等をする場合は、ペット霊園の設置場所の基準は適用しない。
- (2) 納骨堂の経営許可を受けた者が、許可を受けた区域を含む土地でペット霊園の納骨堂の設置等をする場合は、ペット霊園の設置場所の基準は適用しない。

(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子) を作成しました

市民の皆さんの
良好な生活環境を保全するため

利用者の皆さんが
安心してペット霊園を利用できる

ルールづくりを
すすめています

- ・近隣住民に十分な説明のないままペット霊園事業を開始する
 - ・突然廃業するペット霊園事業者
- 等によって、他市町村ではトラブルになるケースが発生しています。

宇治市内でそのようなことが起こらないように、ルール(条例)づくりをすすめています。

○ 事業者の責務と遵守事項

- ・利用者の心情に十分配慮すること。
- ・周辺生活環境の保全に努めること。
- ・ペット霊園では、ペットの死体を土中に埋葬してはならない。
- ・ペットの死体や焼骨を丁寧かつ衛生的に管理すること。
- ・利用者にあらかじめ利用の条件、料金等について説明すること。

○ ペット霊園をつくる時の主なルール

詳細は 2 ページ

- ・市の許可が必要です。
- ・住宅街や学校などの近くには設置できません。
- ・近隣住民への事前の説明会の開催が必要です。

ペット霊園とは…

ペット用の墓地、納骨堂、火葬施設を持つ(併せ持つ)施設のことです。

○ 移動火葬の主なルール

詳細は 3 ページ

- ・市の許可が必要です。
- ・移動火葬を行える場所の基準があります。

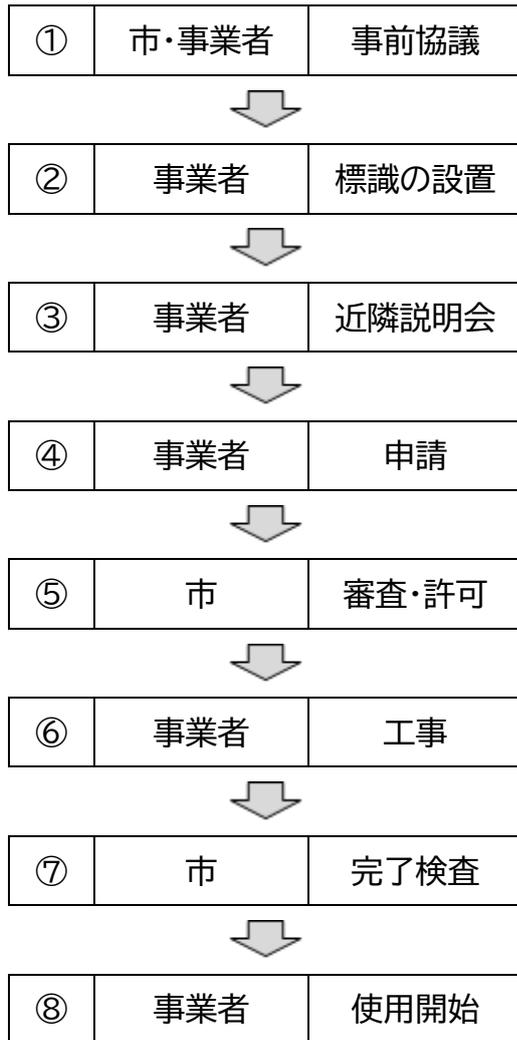
移動火葬とは…

車両(自動車等)に火葬用の炉を積載し、火葬を行うことです。

ペット霊園をつくるときの主なルール

ペット霊園の設置の許可を受けるには、手続きが必要です。

【許可手続きのフロー】



※近隣説明会は計画地から 115mの範囲の住民等に対して必要です。

【設置できる場所】

次の各敷地の境界から100m以上離れていること。

- 住宅・学校・福祉施設・図書館など
- 都市計画法に規定する各種住居地域
- 文化財保護法等により指定等された建造物
- 特別風致地区

【構造設備の基準】

ペット霊園の設備は、下記の要件を満たしている必要があります。

- 全体
 - ・外部から見通せないための垣根や障壁
 - ・トイレや給水設備(必要に応じて)
- 墓地
 - ・雨水の排水施設
- 火葬施設
 - ・摂氏800度以上で火葬できる炉
 - ・空気の通風
 - ・炉内の温度計
 - ・助燃装置
 - ・二次燃焼室などばい煙・悪臭を予防するための装置
 - ・防音・防じん設備

移動火葬の主なルール

業として市内で移動火葬を行う場合は、許可が必要です。

【構造設備の基準】

ペット霊園の火葬施設の基準と同じ。(2ページに記載しています)

【移動火葬車使用のルール】

- ・移動火葬車両に事業者名や連絡先、市の許可を受けていることを表示すること。
- ・移動火葬を行う際は車両を走行させないこと。
- ・収納、収骨を行う場合は、公衆の目に触れないようにすること。
- ・収納、収骨は住宅等や公共施設の敷地で行わないこと。

【移動火葬ができる場所】

移動火葬業者の所有地であって、住宅等から100m以上離れていること。
ただし、次のいずれにも該当する場合を除く。

- ①反復して移動火葬を行う場所でない。
- ②移動火葬を行う土地の所有者等が承諾している。
- ③火葬が見える隣接する居住者に、火葬を行うことを周知している。
- ④集合住宅の場合は、居住者に周知している。

ルールが守られないときは・・・

○市は、事業者に対し、必要に応じて次の措置ができる。

- ・使用禁止命令
- ・改善勧告
- ・改善命令
- ・許可の取り消し

○市は、事業者名、住所、命令の内容を公表することができる。

○市は、事業者に対し、報告を求め、立ち入り調査を行うことができる。

条例(骨子)への意見を募集しています

【意見等を提出できる人】

- (1)本市に在住、在勤、在学する人
- (2)本市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3)本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4)前各号に掲げるもののほか、本条例骨子に利害関係を有する人

【提出の方法】

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入の上、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

【提出先】

- (1)持 参：環境企画課(市役所西館)
- (2)郵 便：〒611-8501(住所省略可) 宇治市環境企画課 宛
- (3)F A X：0774-21-0423
- (4)電子メール：kankyokikakuka@city.uji.kyoto.jp
- (5)市の主な公共施設に設置する市民の声投書箱へ

【募集期間】

令和7年3月12日(水)から令和7年4月10日(木)まで

【お問い合わせ】

この条例骨子についてのお問い合わせは、環境企画課までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)」は、宇治市ホームページにも掲載しています。

電話番号：0774-20-8726(環境企画課直通)

ホームページ：<https://www.city.uji.kyoto.jp/>(宇治市トップページ)

宇治市トップページ⇒市政⇒情報公開⇒パブリックコメント

詳細は、

(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)

をご覧ください。